

概要版

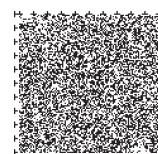
あいとぴあ レインボープラン

狛江市第4次地域福祉計画

狛江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画



第4次地域福祉計画

主な取組

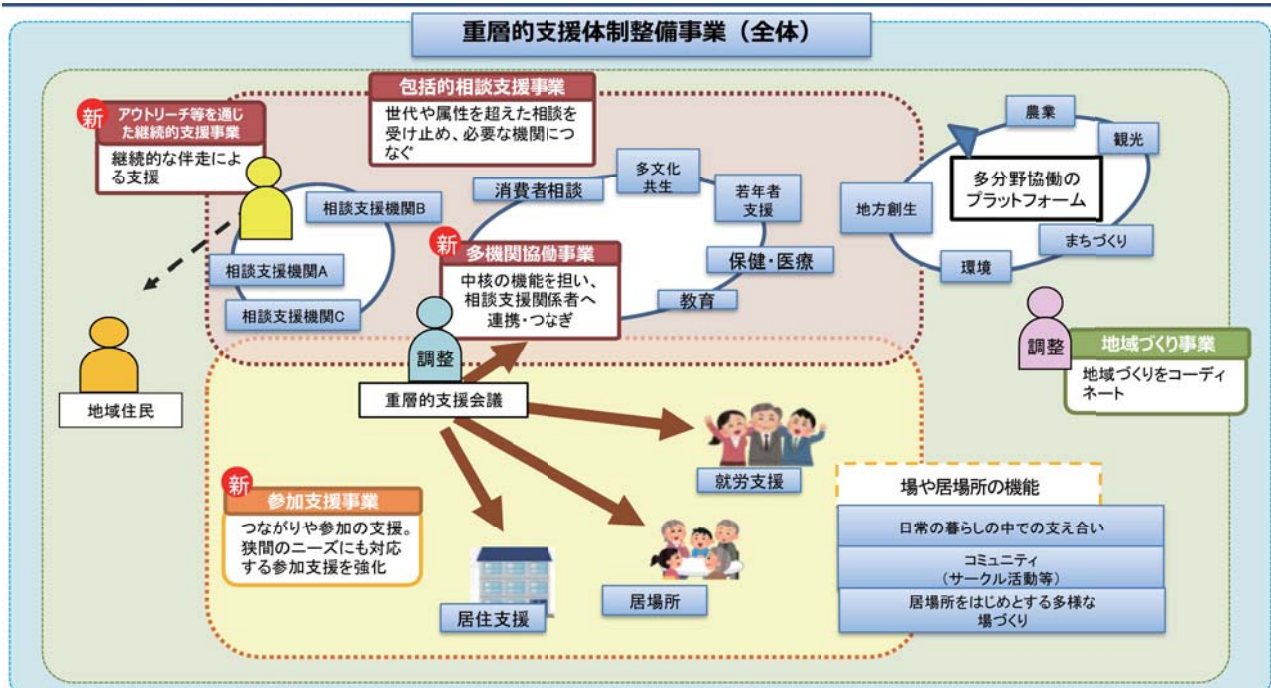
1 支援を必要とする全ての人々が、必要とする支援を受けられる仕組みづくりを進めます。

◆支援を必要とする全ての人々が、必要とする支援を受けられるよう、重層的支援体制整備事業の体制構築を行います。

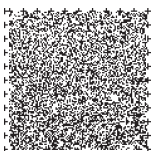
※「重層的支援体制整備事業」とは

～社会福祉法に基づく新たな任意事業～

この事業では、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。新たな窓口を作るのではなく、市町村全体で「断らない包括的な支援体制」を構築できるように、必要な「協働の中核」「継続的な伴走支援」「参加支援」の機能・財政支援を強化していくとしています。



出典：令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料より（令和2（2020）年7月17日）



2 多世代交流拠点の整備・支援

◆ フリースペースを確保し、高齢者だけでなく、障がい者の活動支援や子どもの居場所確保支援のための元気高齢者による地域貢献活動を推進し、支え合いによる世代間交流を促します。



3 避難行動要支援者の支援体制の見直し

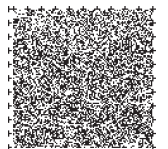
・福祉避難所の設置・運営体制の充実

◆ 令和元年東日本台風で明らかになった課題を踏まえ、避難行動要支援者の支援体制の見直し・福祉避難所の設置・運営体制の充実に図ります。

第1号様式(第3条関係)

狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書兼個別計画書

狛江市長 宛て ※可能な範囲でご記入ください。		支援区分	登録番号	
本人の情報	(フリガナ) 名前	性別	生年月日	
	住所	世帯の人数	人	
	日中は1人ですか。	はい・いいえ	前回の答え	(はい又はいいえ)
	連絡先①	自宅電話番号		
	連絡先②	携帯電話番号		
緊急時の連絡先	(フリガナ) 名前	本人との続柄		
	住所			
	連絡先①	自宅電話番号		
	連絡先②	携帯電話番号		
	(フリガナ) 名前	本人との続柄		
	住所			
民生委員	◆日常的又は緊急時に手助けが必要なとき援助してくれる人がいますか。		前回の答え	
	1 いらない 2 いる (親族・知人・近隣の人・その他)			
安否確認者①	◆あなたの世帯の状況を選んでください。		前回の答え	
	1 ひとり暮らし 2 同居全員が、75歳以上の世帯 3 子どもと同居 4 子どもとその家族と同居 5 その他世帯 6 入院中・老人ホーム入所中			
安否確認者②	氏名(団体名)	住所		
	関係 <input type="checkbox"/> 家族(続柄) <input type="checkbox"/> その他()	連絡先		
安否確認者③	氏名(団体名)	住所		
	関係 <input type="checkbox"/> 家族(続柄) <input type="checkbox"/> その他()	連絡先		



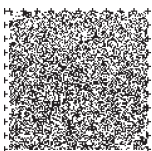
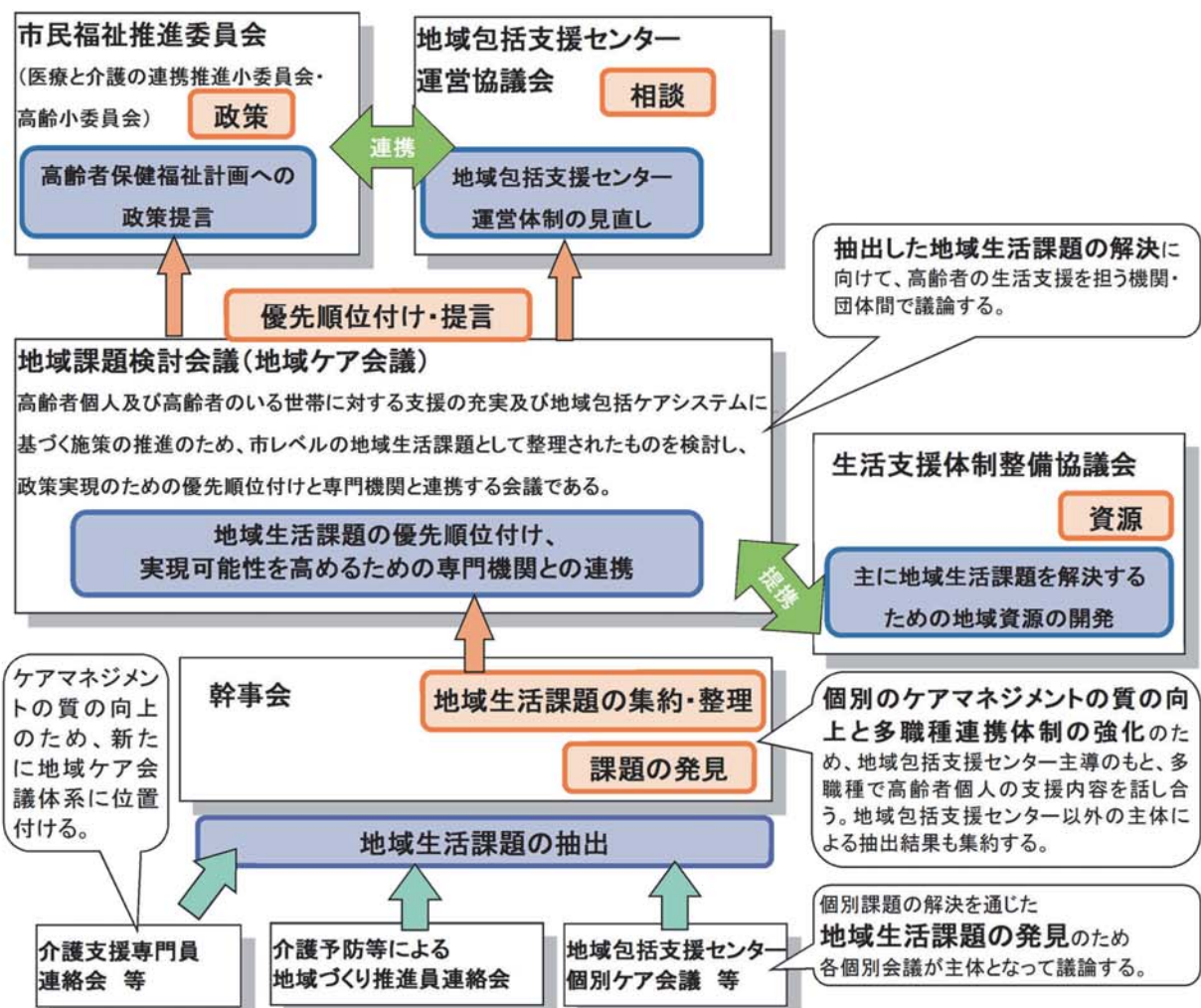
高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

主な取組

1 地域課題検討会議を中心とした 既存会議組織の再編

◆地域課題検討会議を中心に、各会議体の機能を整理・再編の上、議論・検討結果を集約し、施策化につなげます。

地域生活課題解決に向けた推進体制



2 生きがいポイントを利用した小さな社会参加で 自己実現の機会の創出

- ◆ ボランティアや特定のイベント等、関心のある事業に参加して自己実現を図り、かつ、その活動に対するポイントが付与されることによるインセンティブでさらなる意欲を高める仕組みを実現します。

<生きがいポイントの目的>

「頭を使う、身体を使う、気を遣う」「3つのつかう」をコンセプトに認知症・介護予防活動、地域の支えあい活動に参加するとポイントがもらえます。ひとり一人の小さな努力に細やかなポイントでお応えします。



【貯めた生きがいポイントの交換の例】

① 粕江ブランド農産物



② 新潟県川口地域特産品
(お米と漬物など)



③ 山梨県小菅村特産品
(味噌やこんにゃくなど)



3 認知症サポーターを支援するチームオレンジの創設

- ◆ 「チームオレンジ」を創設することによって、地域で暮らす認知症の方やその家族の困りごとと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みを構築します。

【ステップアップ実施主体】

市町村認知症サポーター
キャラバン事務局

市町村キャラバン・メイト
連絡協議会委託可

ステップアップ研修



認知症サポーター

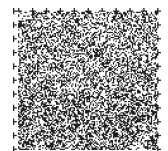
チームオレンジのメンバーへ



出典 特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構 ホームページ

<チームオレンジの 活動・役割>

- ① 認知症の人の話し相手や見守り、社会参加や居場所づくり、飲食の提供、地域の人との交流、専門機関への「つなぎ」
- ② 話し相手、困りごとのお手伝い、交流拠点への来所へつなげる。



障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

主な取組

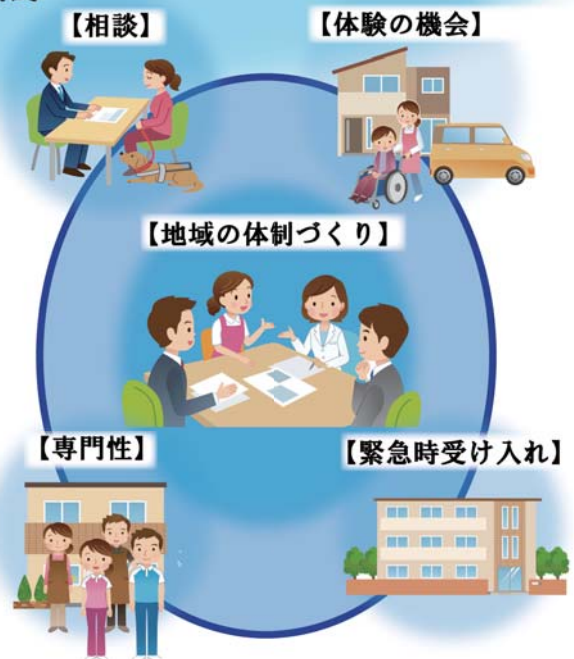
1 地域生活支援拠点の整備

- ◆地域生活支援拠点の整備に向けて、
以下の事業を行います。
- ・地域生活支援拠点の検討・整備
 - ・地域生活支援拠点の整備等による機能の整理及び不足しているサービスの検討

<地域生活支援拠点整備の目的>

障がい者の重度化・高齢化、「親なき後」を見据えて、障がい者が地域で安心して暮らし続けることができるようにすることを目的とします。

相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。



2 切れ目のない障がい者・児の支援体制の充実

<具体的な事業>

基幹相談支援センター の設置

- ・庁内関係課による検討
委員会の設置

基本目標 2 (1)

医療的ケア児支援

- ・医療的ケア児コーディネーターの周知
- ・同コーディネーターによる地域課題の抽出、分析

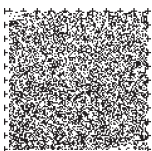
基本目標 2 (3)

保健・医療・福祉

教育等の連携

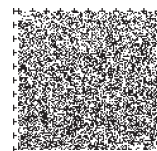
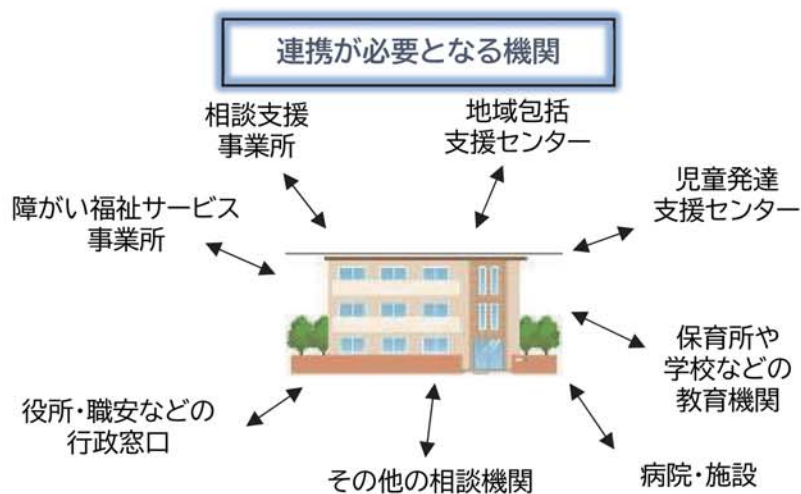
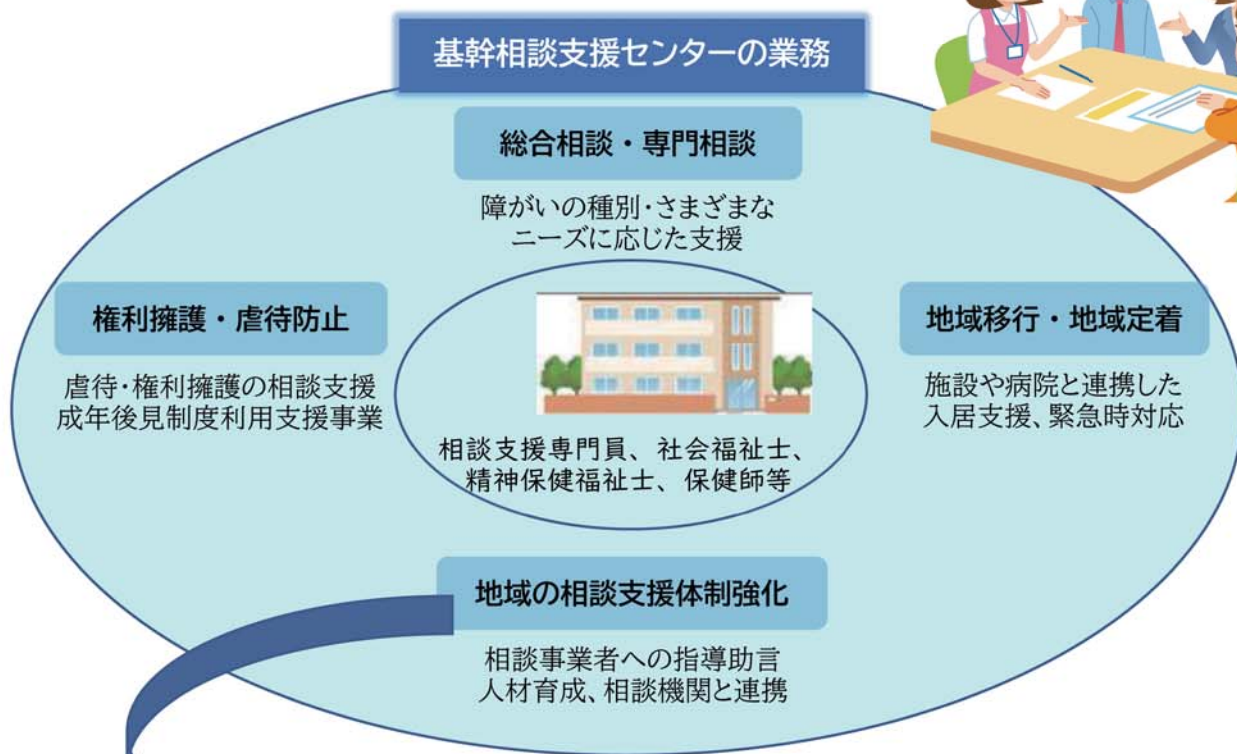
- ・精神障がい者の地域移行を進めるための実態把握、課題抽出
- ・支援者が情報を共有し、連携を図るための会議体の設置(発達障がい者・精神障がい者)

基本目標 1 (2)



3 基幹相談支援センターの設置

◆複雑化・複合化した課題に対応できる
総合相談支援体制を整備します。



第1期成年後見制度利用促進事業計画

主な取組

1 成年後見制度を含めた権利擁護支援

に関する広報を充実させます。

- ◆ 広報を充実させ、成年後見制度を含め、本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段を市民に周知するとともに、声をあげることでできない市民を発見し、支援につなげます。

権利擁護支援とは？

狛江の市民が、地域住民の一人として「生きていてよかった」「自分が必要とされている」と感じながら自分らしく安心して地域で生活できる地域を目指すことが必要です。そのためには、高齢者や障がいのある方など支援が必要な人が、一人ひとりが個人として尊重され、その人の思いを表現できる支援（意思決定支援）ができるよう、必要な制度などの利用を支援し、「人間らしく生きられる権利」を実現することをいいます。

成年後見制度とは？

※成年後見制度のタイプ

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分でない方を法律的に支援する制度です。成年後見制度には、下表のようなタイプがあります。

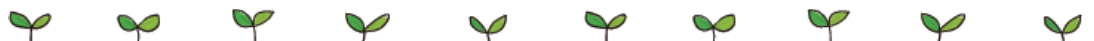
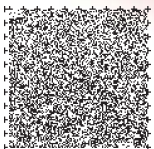
区分	本人の判断能力	援護者	
補助	不十分	補助人	監督人を選任することがあります。
保佐	著しく不十分	保佐人	
後見	全くない	成年後見人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って、任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

2 「本人の意思決定支援」を行います。

- ◆ 意思決定支援の考え方に沿った後見事務を行い、本人がメリットを実感できる成年後見制度の運用を行います。

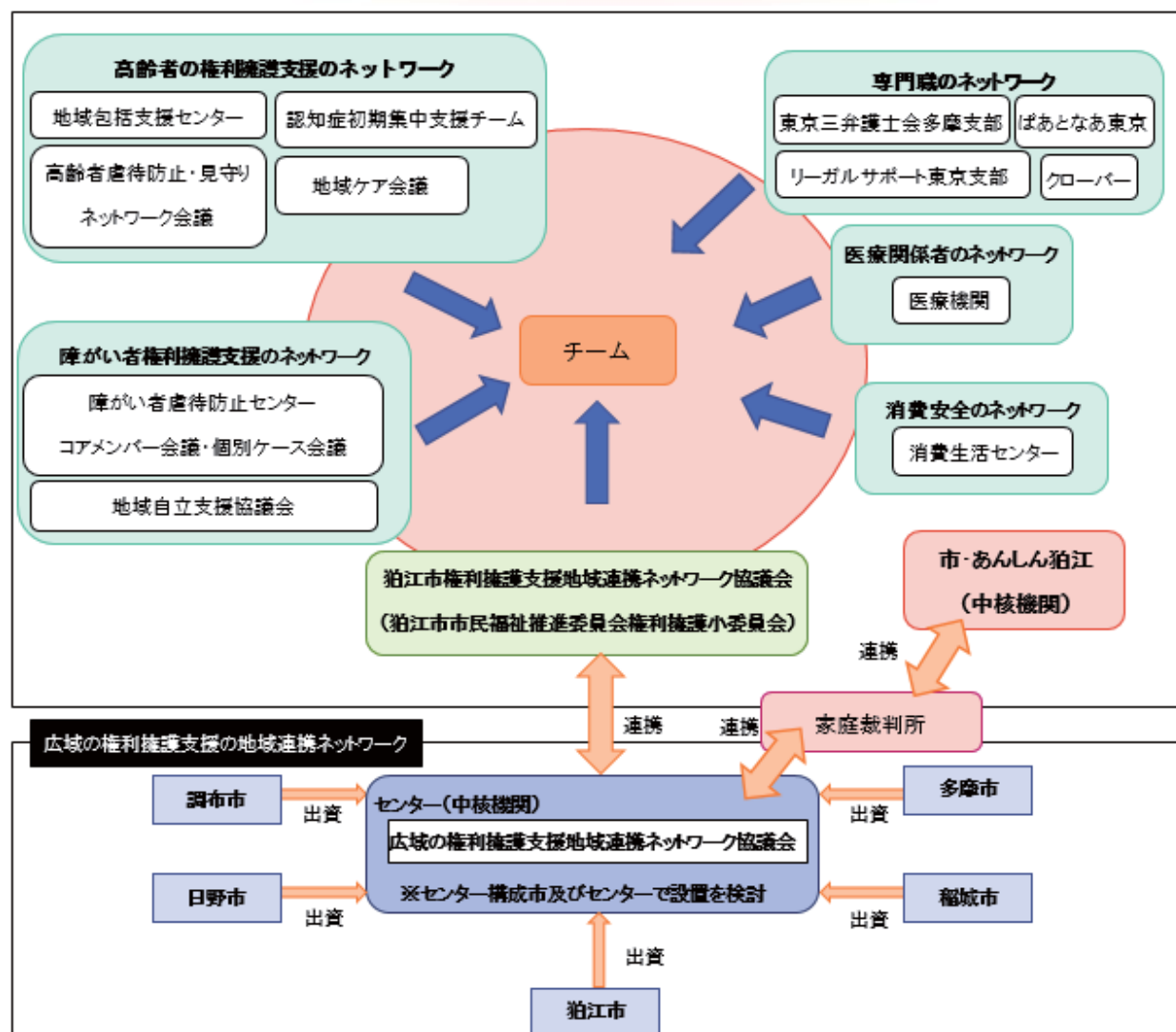
意思決定支援とは？

支援者らが本人に必要な情報を提供したり、本人の意思や考えを引き出したりして、本人が「自分で決める」ことを支えるための実践のことをいいます。



3 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

◆権利擁護支援を必要とする人が、自分らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、適切な支援につなげる地域連携の仕組みを構築します。



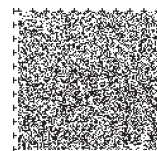
中核機関とは？

権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関をいいます。粕江市の場合、行政、あんしん粕江（粕江市社会福祉協議会）、センターの3つを中核機関としています。



チームとは？

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みをいいます。



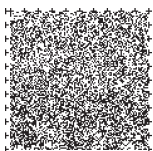
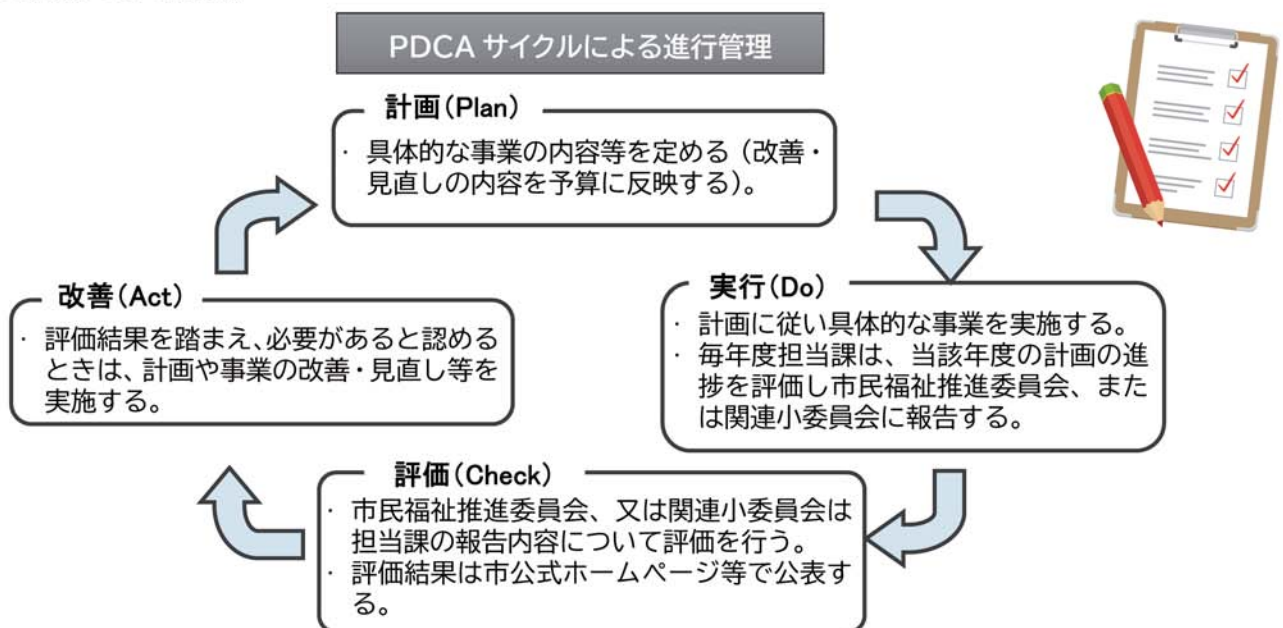
計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

- 狛江市市民福祉推進委員会、高齢小委員会、障がい小委員会、権利擁護小委員会において、計画全体の進捗を確認・評価し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。また、医療と介護の連携推進小委員会とも連携し、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策を推進します。
- 狛江市介護保険推進市民協議会において、介護保険サービスの利用者からの相談や苦情、介護保険事業の運営に関する課題等について、解決方法を協議します。
- 狛江市地域自立支援協議会において、相談支援事業をはじめ、地域の関係機関によるネットワークの構築等を図りながら、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行います。

2 計画の評価方法

- 本計画を具体的な事業として実現するとともに、目標数値を確実に達成するために、計画期間中、PDCA サイクルにより進行管理を行います。その結果を市民に対して公開することで、より高い推進力を確保していきます。



無償頒布

あいとびあレインボープラン

狛江市第4次地域福祉計画

狛江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画

狛江市福祉保健部福祉政策課

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話:03(3430)1111 ファックス:03(3480)1133

刊行物番号 R3-6

発行:令和3(2021)年6月

